

練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱

平成29年 3 月17日

28練福高第2610号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員実務者研修課程を修了し、練馬区の区域内（以下「区内」という。）の介護サービス事業所等において介護サービスに従事する者または区内の障害福祉サービス事業所において障害福祉サービスに従事する者に対し、練馬区介護職員実務者研修受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付し、介護従事者および障害福祉サービス従事者の確保および職場への定着を支援し、もって区民に対する良質な介護サービスおよび障害福祉サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護職員実務者研修課程」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する養成施設における介護福祉士として必要な知識および技能を習得するための研修（以下「介護職員実務者研修」という。）の課程をいう。

2 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護を行う事業
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業
- (4) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションを行う事業
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を行う事業
- (6) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業
- (7) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (8) 法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (9) 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (10) 法第8条第29項に規定する介護医療院

(11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム

3 この要綱において「障害福祉サービス事業所」とは、区内でつぎに掲げる事業または施設を運営する事業所をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業

(2) 総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設

（助成対象者）

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、つぎに掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 平成29年4月1日以後に介護職員実務者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。ただし、つぎに掲げる場合にあっては、平成31年4月1日以後に介護職員実務者研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。

ア 当該介護職員実務者研修課程を修了した後、次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者（医師、看護職員、理学療法士および作業療法士を除く。以下単に「障害福祉サービス従事者」という。）として就労した場合

イ 当該介護職員実務者研修課程を修了した際、現に次号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労している場合

(2) 介護職員実務者研修課程の修了日から3か月以内に区内の介護サービス事業所等に介護職員として、または区内の障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労していること。

(3) 助成金の交付の申請時において、前号に規定する介護サービス事業所等に介護職員として、または同号に規定する障害福祉サービス事業所に障害福祉サービス従事者として就労し、その就労期間が介護職員実務者研修課程の修了後6か月以上継続しており、かつ、従事した日数が90日以上あること。

(4) 助成金の交付の申請に係る介護職員実務者研修の受講料について、他に

助成を受けていないこと。

- 2 助成対象者が就労する介護サービス事業所等または障害福祉サービス事業所の管理者等（以下「管理者等」という。）が次条に規定する受講料を立替払したときは、当該管理者等が助成金の交付を受けるものとする。

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、介護職員実務者研修の受講料（テキスト代、実習に要した費用等を含む。以下同じ。）であって、助成対象者または前条第2項に規定する管理者等が当該介護職員実務者研修を実施した養成機関に支払った額とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、受講者1人につき受講料の9割に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と100,000円を比較していずれか低い額とする。

- 2 助成金の額の総額は、毎年度予算の範囲内で区長が定める額を限度とする。

（協定の締結）

第6条 管理者等が第3条第2項の規定により受講料を立替払するときは、助成対象者は立替払に関する協定書（第1号様式。以下「協定書」という。）により、管理者等と協定を締結しなければならない。

（交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表に定める書類を区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請の期限は、助成対象者が第3条第1項各号に掲げる要件を全て満たした日の翌日から起算して3か月以内とする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第8条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、適正と認めるときは助成金の交付決定を行うものとする。

- 2 区長は、助成金の交付を決定したときは練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金の交付をしないことを決定

したときは練馬区介護職員実務者研修受講料助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（助成金の交付）

第9条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月30日29練福高第2614号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月26日30練福高第2344号）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱第1号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年4月20日3練福高第86号）

1 この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年1月17日3練福高第1517号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年4月1日前に改正前の練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱

（以下「旧要綱」という。）第3条第3号に規定する就労期間および従事日数の要件を満たしている者の申請については、改正後の練馬区介護職員実務者研

修受講料助成要綱第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例により行うことができる。

- 3 旧要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和4年9月30日4練福高第1195号）

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付 則（令和5年9月28日5練福高第1222号）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

付 則（令和7年3月19日6練福管第2300号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表（第7条関係）

申請者の区分	提出書類
助成対象者本人	(1) 練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書（本人用）（第4号様式） (2) 介護職員実務者研修課程の修了証明書（研修を行った者が交付したものに限る。）の写し (3) 介護職員実務者研修について、助成対象者本人が受講料を支払ったことおよびその支払った額を証明する領収書 (4) 振込希望先金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し
管理者等	(1) 練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書（事業所用）（第5号様式） (2) 介護職員実務者研修課程の修了証明書（研修を行った者が交付したものに限る。）の写し (3) 介護職員実務者研修について、管理者等が受講料を支払ったことおよびその支払った額を証明する領収書 (4) 立替払に関する協定書の写し (5) 賃金台帳等（助成対象者が研修修了日以後6か月以上継続して就労し、かつ、従事した日数が90日以上あることを証明するもの）

第 1 号様式（第 6 条関係）

立替払に関する協定書

（事業所名）_____（以下「甲」という。）と

（従業員）_____（以下「乙」という。）は、練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱第 6 条に基づき、下記の研修に要する費用を甲が乙に代わり立替払することを本協定書により締結する。

研修日時	年 月 日 ～ 年 月 日
支払先	
支払金額	

本協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙双方の記名押印の上、各自 1 通を保管する。

年 月 日

（甲）所在地

事業所名

代表者 _____ 印

（乙）住 所

氏 名 _____ 印

第2号様式（第8条関係）

練 第 号
年 月 日

様

練馬区長

印

練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区介護職員実務者研修受講料助成金の交付について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成金額 金 _____ 円

2 そ の 他

第3号様式（第8条関係）

練 第 号
年 月 日

様

練馬区長

印

練馬区介護職員実務者研修受講料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった練馬区介護職員実務者研修受講料助成金の交付について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書(本人用)

申請年月日 年 月 日

練馬区長 殿

住所

申請者

氏名

※申請者本人が手書きしない場合（印刷等で記名）は申請者本人の印を押印してください。

練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

申請者	住所	〒		
	氏名	(フリガナ)	電話番号	
内容	受講料	円		
	修了日	年 月 日		

振込口座	銀行（信用金庫）	（本）支店	普通預金	口座
	口座番号			
	口座名義（カナ） ※本人名義の口座に限ります。			

事業者証明欄

申請者_____は、 年 月 日付けで本事業所に採用された職員で、現に本事業所に就労していることおよび上記修了日以降、 年 月 日付けで介護職員または障害福祉サービス従事者として継続して6か月間就労し、かつ、上記修了日以降、 年 月 日付けで90日従事したことを証明します。

証明年月日： 年 月 日

事業所 所在地
名称
代表者
連絡先

印

練馬区介護職員実務者研修受講料助成金交付申請書兼請求書（事業所用）

申請年月日 年 月 日

練馬区長 殿

所在地

助成対象事業所 名称

代表者職氏名

印

※法人ではなく、事業所の内容をご記入ください。

※代表者の個人印か、職名の入った事業所印を押印ください。

練馬区介護職員実務者研修受講料助成要綱第7条第1項の規定により、当事業所に勤務している者について、下記のとおり申請します。決定後は、決定金額を下記の口座にお振り込みください。

なお、この助成を受けるに当たり、他の同種の助成を受けておらず、助成に係る申請も行っていないことを申し添えます。

1 受講料合計額 _____ 円

〔内 訳〕

氏 名	住 所	就労開始年月日	研修修了年月日	受講料
				円
				円
				円
合 計				円

2 振込口座

振込口座	銀行（信用金庫）	（本）支店	普通・当座	預金口座
	口座番号	口座名義（カナ）		

3 添付書類

- (1) 介護従事者または障害福祉サービス従事者が介護職員実務者研修を修了した旨の証明書の写し
- (2) 事業所が養成機関に支払った受講料の領収書
- (3) 介護従事者または障害福祉サービス従事者と事業所で締結した協定書の写し
- (4) 賃金台帳等（助成対象者が研修修了日以後6か月以上継続して就労し、かつ、従事した日数が90日以上あることを証明するもの）

要件確認	申請者は、介護従事者または障害福祉サービス従事者が下記の全ての要件に該当することを確認した。（全てに☑） ☐ 介護職員実務者研修課程の修了日から3か月以内に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労していること。 ☐ 介護職員実務者研修課程の修了日以降、継続して6か月間就労し、かつ、従事した日数が90日以上あること。
------	--